

地方事業所特別税額控除限度額に係る加算対象  
税額控除限度額の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	法 人 税 額 基 準 額 $(5) \times \frac{30}{100}$	8	円
連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	2		特定地域基準雇用者数に係る 当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(十六)「12」)× $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「12」}}{\text{別表六の二(十六)「6」}}$	9	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	3		地方事業所基準雇用者数に係る 当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(十六)「30」)× $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}}$ 又は $\frac{\text{別表六の二(十六)付表三「8」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「9」}}$	10	
調整前連結税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4				
調整前連結税額超過控除後個別帰属額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5		特定建物等の取得に係る 当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(十五)「9」)	11	
地方事業所特別基準雇用者数 (別表六の二(十六)付表一「32」)	6	人	差引法人税額基準額残額 $(8) - (9) - (10) - (11)$	12	
税 額 控 除 限 度 額 30万円×(6)	7	円	加算対象税額控除限度額 (7)と(12)のうち少ない金額)	13	

別表六の二(十六)付表二 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（十六）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第68条の15の2第3項各号（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「地方事業所特別基準雇用者数 6」は、別表六の二(十六)付表一「34」に数の記載がある場合には、その数を記載します。

3 当期に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が

1年に満たない場合には、「 $\frac{\text{税額控除限度額}}{30\text{万円} \times (6)}$ 」<sup>7</sup>

の欄中「30万円」とあるのは、

「 $30\text{万円} \times \frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{12}$ 」として

記載します。

「地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額

4  $(\text{別表六の二(十六)「30」}) \times \left[ \frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}} \right]$ <sup>10</sup>  
又は  $\frac{\text{別表六の二(十六)付表三「8」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「9」}}$ 」

は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては

「 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}}$  又は」

を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては

「又は  $\frac{\text{別表六の二(十六)付表三「8」}}{\text{別表六の二(十六)付表三「9」}}$ 」を消します。